

令和2年第3回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和2年3月27日(金) 午前9時00分～12時00分

開催場所 いちき串木野市中央公民館2階研修室

出席農業委員(12人)

会長	12番	前田	浩二
会長代理	11番	久木山	純広
	1番	木場	由美子
	2番	外菌	健藏
	3番	西	美香
	4番	川畑	千秋
	5番	福菌	勉
	6番	松田	健
	7番	樋ノ口	正信
	8番	蓑手	幹夫
	9番	古賀	久美子
	10番	西村	四男

出席農地利用最適化推進委員(3人)

串木野地区1	永井	美治
串木野地区2	原口	壽藏
市来地区	井手迫	正博

出席職員 後潟局長、大里主査、内門主査
中村主任、橋口主幹

議事録署名委員 (1番 木場 由美子委員・2番 外菌 健藏委員)

○ 議事日程

議事録署名委員の指名

- 日程第1 報告議案第7号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知(5件)について
- 日程第2 報告議案第8号 競売に関する買受人による農地法第3条第1項の規定による許可申請(2件)について
- 日程第3 議案第14号 農地法第3条第1項の規定による許可申請(4件)について
- 日程第4 議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請(8件)について
- 日程第5 議案第16号 農地の形質変更届出(1件)について
- 日程第6 議案第17号 農用地利用集積計画案(6件)について(新規3件・継続3件)
- 日程第7 議案第18号 農地法に基づく下限面積(別段面積)の設定について
- 日程第8 議案第19号 農用地利用集積計画(一括方式)案(3件)について(新規3件)

会議の概要

局長 皆さん、おはようございます。それでは、ただ今から令和2年第3回いちき串木野市農業委員総会を開催いたします。まず初めに、会長より挨拶をお願いいたします。

会長 (あいさつ)

局長 ありがとうございます。それでは、令和2年第3回いちき串木野市農業委員会総会を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は会長がおこなうことになっております。よろしく申し上げます。

議長 それでは、会議規則に基づき、議長を務めさせていただきます。まず事務局より、農業委員の出席状況の報告をお願いします。

局長 農業委員定数12名で、現在数12名に対し、出席委員数12名で、過半数に達しております。よって農業委員会等に関する法律第27条第3項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の3名の方々とも出席されていることを報告いたします。

議長 それでは、お手元に配付してあります会次第に従いまして、進行してまいります。これより議事に入ります前に、議事録署名委員の指名を行います。いちき串木野市農業委員会会議規則第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは議事録署名委員は、1番木場委員、2番外菌委員にお願いします。ただ今から議事に入ります。まず日程第1、報告議案第7号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 1ページをお願いします。日程第1、報告議案第7号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知は5件6筆7,284㎡です。No.1が耕作者変更、No.2～No.5は農地中間管理事業活用のため、契約を終了させるそうです。なお、No.1は今月の3条申請が出ております。またNo.2からNo.4については、今後は法人が借り受け、No.5については公社を介して現在の耕作者が借りると連絡を受けています。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ございませんか。No.1 については、3 条申請で後から出てくるということ、No.2 からNo.5 については、中間管理事業で、継続することと、来月が再来月か、農地利用集積計画の議案として本総会に諮られると思いますので、その時点でいろいろ審議することになると思います。何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようですので、日程第 1、報告議案第 7 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知については通知のとおり受理することとします。次に、日程第 2、報告議案第 8 号、競売に関する買受人による農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は 2 件ですので、事務局の説明を受けた後、質疑に入りたいと思います。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 2 ページをお願いします。日程第 2、報告議案第 8 号、競売に関する買受人による農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてご報告申し上げます。この 2 件は先月の総会により買受適格証明が承認され、3 月 13 日で売却の決定があり申請人が落札され、同日付で 3 条許可申請が提出されたものです。なお先月の総会で許可の決定を受けていたので 2 件について許可指令書を交付しております。以上です。

議長 事務局の説明がありましたように、この案件については、いちき串木野市の財産の差し押さえによって、公売にかけられた農地の落札があつて落札をした方から、3 条許可申請があがってきたという案件です。先月の総会においても、買受適格証明については、一応総会で承認されております。そして特に買受適格証明時点と、申請の内容に変更がないということで、同じということでしたので、会長の判断でもう既に許可指令書を発行してあります。そういったことをご理解いただきたいと思います。何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なしということで、日程第 2、報告議案第 8 号、競売に関する買受人による農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請については、事後承認となりますが、申請のとおり許可することとします。次に、日程第 3 議案第 14 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題とします。今回は申請が 4 件です。事務局の説明、調査員の報告、4 件終了後、質疑に入りたいと思います。それでは、No.1 について、事務局の説明をお願いします。

事務局 6 ページをお願いします。日程第 3、議案第 14 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてご説明申し上げます。今月の申請は 4 件で、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当せず、すべて満たしております。No.1 についてご説明申し上げます。借人が貸人の所有する申請地を借り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域内農地です。今回の申請により耕作面積が 3,313 ㎡となり、下限面積を超えます。調査は【正】を西委員、【副】を樋ノ口委員にお願いしてあります。こちらが先ほどの合意解約に出てきたNo.1 です。以上です。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

西委員 3 番西です。No.1 について調査報告します。3 月 20 日、金曜日、午前 9 時半より現地で代理人立ち会いのもと、樋ノ口委員と私が調査しました。位置図は 6・7 ページをご覧ください。申請地は農用地区域内農地です。今回の申請により耕作面積が 3,313 ㎡となり、下限面積を超えます。労働力は本人と息子さんのみ、許可後は水稻栽培、自家消費以外を J A へ出荷するとのことです。農機具は親族所有の耕うん機、田植え機、コンバイン、乾燥機など一式借りる予定、自宅からの通作距離は 1.5 k m で、何ら問題はないと思います。ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長 No.2 について、事務局の説明をお願いします。

事務局 8 ページをお願いします。No.2 についてご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する申請地を譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地で、昨年の利用状況調査によると、譲受人の農地は耕作されております。また本申請地には、譲渡人と亡くなられた譲受人の父親とで仮登記の手続きがなされておりますが、許可が下り次第、譲受人が相続人と抹消の手続きを進めると聞いております。なお、仮登記とは、登記申請に必要な書類がそろわない場合や、買主がまだ所有権を得ていないが、将来その物件を保存する予約者としての権利を得る場合などに、その優先順位を確保するために行う登記のことです。仮登記には対抗力はありませんが、後に本登記したときに仮登記の順位で本登記がされ、対抗力を持つようになります。調査は【正】を西村委員、【副】を福菌委員にお願いしてあります。よろしくをお願いします。

議長 現地調査の報告をお願いします。

西村委員 10 番西村です。No.2 について報告します。3 月 24 日午後 1 時 30 分

から、私と福菌委員、譲受人の立ち会いのもと調査を行いました。調査事項として、譲受人は1アール以上の耕作者である、申請地は譲渡人の自作地である、申請地は現在譲受人が耕作している、労働力状況は1人です。農機具の保有状況は、草刈機、動噴、バインダー、ハーベスタ各1台、申請地取得後の営農計画は自家消費の野菜を作ろうということです。自宅からの通作距離は約150mです。譲受人は労力施設とも十分あり、耕作するものと認められる、以上調査してきました。皆さんのご審議をよろしく申し上げます。

議長 No.3について、事務局の説明をお願いします。

事務局 10ページをお願いします。No.3についてご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する申請地を譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地で、昨年の利用状況調査によると、譲受人の農地は耕作されております。なお、譲受人の欄にある相続財産管理人とは、遺産を管理する業務を行う人のことです。誰も相続人がいない、全員が相続放棄したなど、誰も相続財産を管理しない状態になったとき、自ら相続財産を管理して必要な支払いを行い、最終的に国庫に帰属させる役割をします。また相続財産管理人は家庭裁判所の審判によって選任されます。調査は【正】を松田委員、【副】を木場委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長 現地調査の報告をお願いします。

松田委員 6番松田です。3月23日、月曜日、申請人代理人の行政書士と木場委員、私の3名で調査を実施しました。位置図は10・11ページをご覧ください。譲渡人の土地を譲受人が購入して、果樹栽培を行いたいとのこと。申請地は農用地区域外農地であり、現在譲受人が果樹栽培を行っています。農業に従事する人数は2名で、農機具等もトラクター等一式揃っています。自宅からの距離は900mです。調査の結果、何ら問題ないと思います。皆さんのご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議長 No.4について、事務局の説明をお願いします。

事務局 12ページをお願いします。No.4についてご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する申請地を譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地で、昨年の利用状況調査によると、譲受人の農地は耕作されております。調査は【正】を古賀委員、【副】を久木山委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長 現地調査の報告をお願いします。

古賀委員 9番古賀です。No.4について報告します。3月21日、土曜日、午前8時30分より申請人代理人の行政書士立ち会いのもと、久木山委員と調査しました。資料は12・13ページを参照してください。申請地取得後の営農計画は、自家消費の葉物野菜を栽培する計画です。労働力は常時1人ですが、収穫時期は手伝いをお願いし、農機具は耕うん機、草刈機など借りられるとのことです。通作距離は約10kmですが、何ら問題はないと思います。ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長 4件の事務局の説明、現地調査の報告がありました。ただ今から、質疑に入ります。何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないということですので、4件については申請のとおり許可することで決定いたしました。次に、日程第4、議案第15号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は8件です。事務局の説明、調査員の報告をお願いし、8件すべて終了したあとに質疑に入りたいと思います。それではNo.1について事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、日程第4、議案第15号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明申し上げます。議長よりありましたように、今回は8件です。No.1についてご説明申し上げます。14・15ページをお開きください。申請地は、現在事業実施中の〇〇地区土地区画整理事業区域内にある農地です。譲受人は現在借家住まいですが、2人目の子どもが生まれ手狭になったため、譲渡人より申請地を譲り受け、一般住宅を建築しようとするものです。第3種農地です。調査員を【正】を川畑委員、【副】を前田委員にお願いしてあります。ご審議方、よろしくをお願いします。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

川畑委員 4番川畑です。No.1について調査報告します。3月23日、午前10時25分より行政書士立ち会いのもと、前田会長、私で調査を行いました。申請箇所については資料の14・15ページに記載されています。事務局の方からも説明がありましたが、申請地は土地区画整理事業区域内の農地です。譲受人は現在借家住まいということで、家族が増え現在の住居が手狭になったため、申請地に自宅を建築したいとのことです。申請地周囲の状況は、東側が道路、西側は、地目は田となって

いますが、現況は盛り土され、整地されています。南側は道路と整地済みの宅地、北側は道路です。宅地の造成計画は、土地の盛り土は現況のままで行い、境界にブロック積みを施工するとのことです。用排水計画は、用水は上水道、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理後、東側の道路にある側溝へ処理、雨水処理もため枡を設けて、東側道路側溝へ排水される計画です。また周囲の日照・通風等に影響を及ぼさないよう、1mの緩衝地を設けるとのことです。資金は銀行融資で、申請許可後速やかに着工したいとのことです。なお、被害防除計画書・誓約書、融資証明書、仮換地指定通知書が提出されています。私たちの調査では、問題ないと判断しますが、皆さんのご審議をよろしくをお願いします。以上です。

議長

皆さん、ご案内のとおり、4月からは県からの権限移譲によりまして、4条・5条の転用許可申請については農業委員会で判断して許可をすることになっていますので、農地転用について農地区分が大変重要な判断材料になっています。先般の権限移譲にかかる説明会を受けたところですが、農地区分についてどういった根拠で2種農地なのか、3種農地なのか、そこら辺りを含めて事務局の方から根拠について、説明をしていただいた上で審議をしたいと思っておりますのでお願いします。次にNo.2について説明をお願いします。

事務局

それではNo.2についてご説明申し上げます。16・17ページをお開きください。申請地は中学校付近にある農地で、譲受人は現在借家住まいであり、子どもが成長し手狭になったため実家の近くの申請地を譲り受け、一般住宅を建築しようとするものです。第3種農地です。先程ありましたように、都市計画用途区域内にある農地の場合は、すべて第3種農地になるということでご理解していただければ、No.1についても土地区画整理事業用地内ですので第3種農地となります。なお、申請地の面積は500㎡を超えるため理由書も添付されています。調査員を【正】を川畑委員、【副】を前田委員にお願いしてあります。ご審議方、よろしくをお願いします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

川畑委員

4番川畑です。No.2の調査報告をします。3月23日、午前10時55分、行政書士立ち会いで、前田会長、私で調査を行いました。事務局の方からも説明がありましたが、譲受人は現在借家住まいで子どもが成長し、今の住居では手狭になったということで、実家近くの申請地に住居を建築したいとのことです。申請地の周囲の状況は、東側は宅地と道路、西側は畑と道路、南側は宅地と原野、畑、北側は宅地です。造成の計画としては、一部盛り土を行い、整形を行い、西側畑部分と南側原野部分は土砂流失等を防ぐためによう壁を設けるとのことです。

す。なお、西側 110 m²は 4m 程度の高さで、傾斜となっており使用できないということで、現状の竹等を伐採し、土砂流失防止等を現状維持するとのことです。用排水は、用水は上水道、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理後に東側道路側溝へ排水、雨水については流水枡を設けて東側道路側溝へ排水、処理するとのことです。また農地への日照・通風に影響を及ぼさないよう 4m の緩衝地を設ける計画です。資金は銀行融資で、申請許可後速やかに着工したいとのことです。被害防除計画書・誓約書、融資証明書、面積超過理由書等が提出されています。私たちの調査では何ら問題ないと判断しますが、皆さんのご審議をよろしく願います。以上です。

議長 次に、No.3 について説明をお願いします。

事務局 それでは、No.3 についてご説明申し上げます。18・19 ページをお開きください。申請地は〇〇公民館付近にある農地で、譲受人は現在借家住まいであり、子どもが 3 人になり手狭になったため、譲渡人より申請地を譲り受け、一般住宅を建築しようとするものです。第 3 種農地です。ここも都市計画用途区域内にある農地です。なお申請地の面積が 500 m²を超えるため、理由書が添付されています。調査員を【正】を樋ノ口委員、【副】を西委員にお願いしてあります。ご審議方、よろしく願います。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

樋ノ口委員 7 番樋ノ口です。3 月 20 日、金曜日、10 時から譲受人と西委員、私と 3 人で実態調査を行いました。場所は 18・19 ページをご覧ください。現在借家住まいですが、子どもの成長に伴い手狭になったということです。第 3 種農地に一般住宅を建てたいという申請です。同時に、一年を通して家庭菜園として活用したいと思い、申請地を譲り受けようするものと説明されました。すでに植えてある梅も活用しながら、玉ねぎ、ピーマン、ミニトマト、トマト、ホウレン草、ナス等を作ること予定とのことです。

長辺を 22.5m 程、奥行きを 3.5m 程として、連作障害等が起きないように、対策を施すことにしているとのことです。面積にして、概ね 79 m²程になるとのことです。申請地は 578 m²ですので家庭菜園分を除くと 499 m²となります。そういうことで、面積に対しては納得できる使用方法だと思います。東側は住宅で、西側は道路、南側は住宅、北側が住宅・畑となっています。隣との境はブロックで仕切るということで、そうすると全部がブロック塀で仕切られるという形になります。用排水・生活雑排水については合併浄化槽を設置して西側の水路に流すということです。私たちが見てきて、ご説明を受けたところでは、何ら問題はないと見てきました。ご審議をよろしく願います。

議長 次に、No.4 について説明をお願いします。

事務局 No.4 についてご説明申し上げます。20・21 ページをお開きください。申請地は、〇〇小学校ならびに〇〇保育園があります付近にある農地で、譲受人が申請地と一体利用で貸し駐車場として転用したいという申請です。第3種農地です。ここも先程申しましたように、市街地区域内にある農地です。隣地の状況については20ページをご覧ください。申請地は〇〇番〇です。一体利用するのは〇〇番〇、地目は宅地、面積は104.65㎡です。なお備考欄に、貸し駐車場契約ならびに顛末書、念書という形で、譲渡人が相続してから申請地を貸したことについての経緯等、謝罪ならびに貸し駐車場の契約書の写し等が添付されております。なお、貸し駐車場として借りている方、現在は〇〇保育園を運営される社会福祉法人〇〇保育園園長との契約書の写しが添付されております。現在、〇〇保育園には、令和2年3月1日現在で、職員数がパート数を含めて28名、園児数が103名、世帯数にすると74世帯というふうに確認しております。現地調査については調査員の【正】を福菌委員、【副】を西村委員にお願いしてあります。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

福菌委員 5番福菌です。3月24日、行政書士立ち会いのもと、西村委員と私が調査を行いました。申請地は、〇〇地区で第3種農地です。位置図は20・21ページを参照してください。転用の目的は、自宅に隣接する申請地を譲り受け、道路向かいの保育園の駐車場として貸し出し、安定的な収益を得るためです。また申請地の隣接である宅地と一体利用して12台程度利用するとお聞きしています。資金は自己資金で賄い、被害防除計画は、雨水対策が主で自然流下、東側市道への側溝へ流します。周囲の状況は全て宅地です。なおこの土地は平成28年ごろから貸し駐車場として利用されており、顛末書が提出されています。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 次に、No.5 について説明をお願いします。

事務局 それでは、No.5 についてご説明申し上げます。22・23 ページをお開きください。申請地は、〇〇地域にある〇〇地区土地区画整理事業用地内にある農地です。譲受人は現在借家住まいで、手狭で不便であるということで、譲渡人より申請地を譲り受け、一般住宅を建築しようとするものです。土地区画整理事業用地内の農地で、第3種農地です。なお融資においてご夫婦の連名になっておりますので、融資連帯債務者同意書が添付されています。調査員を【正】を木場委員、【副】を松田委員にお願いしてあります。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

木場委員 1番木場です。No.5について調査報告します。調査日は23日、午前10時より代理人の立ち会いのもと、松田委員と私で調査しました。申請地は資料の22・23ページをご覧ください。転用目的は、申請地を購入し、一般住宅を建築しようとするものです。この土地は、先程ありましたように、都市計画区域内で周囲に農地として耕作しているところはなく、農地として利用困難な土地です。許可あり次第着工されるということです。備考欄にありますように、被害防除計画書、被害防除誓約書、融資証明書、融資連帯債務者同意書が添付されています。用排水は、汚水・生活雑排水は合併浄化槽、雨水排水は南西側道路にある側溝へ流すそうです。付近の状況は、北は畑、南は国道、東は宅地、西は道路です。私たちが調査したところ、何も問題はないと見てまいりました。皆さん方のご審議をよろしくをお願いします。

議長 次に、No.6について説明をお願いします。

事務局 それでは、No.6についてご説明申し上げます。24・25ページをお開きください。〇〇地区土地区画整理事業区域内にある農地で、譲受人が現在借家住まいであり、子どもが成長し手狭になったため、譲渡人より申請地を譲り受け、一般住宅を建築しようとするものです。都市計画で整備がなされた区域内の農地ですので、第3種農地です。なお譲受人はご夫婦連名での申請ですので、今回申請する土地についての持分は、申請書に2分の1ずつと明記すると記載されています。調査員を【正】を久木山委員、【副】を古賀委員にお願いしてあります。ご審議方、よろしくをお願いします。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

久木山委員 11番久木山です。3月21日、土曜日、午前9時に、行政書士、古賀委員3名で調査しました。申請地については資料の24・25ページを参照してください。今回の申請は、現在借家住まいで子どもが成長して手狭になったため、申請地を譲り受けて自宅を建築したいということです。第3種農地です。申請地は〇〇地区土地区画整理事業の一角です。転用計画は一般住宅建築で、被害防除計画書は、東側道路、西側宅地、南側道路、北側宅地であり、造成計画は現状のまま利用し、農地がないため、被害を及ぼす恐れはないと思います。また用排水計画において、用水は上水道、雨水排水は水路放流、汚水・生活雑排水は合併浄化槽であり問題はないと思います。資金は全額銀行借入で、持分を妻と2分の1ずつとし、また代替地を検討しましたが適当な土地が見つかりませんでした。調査した結果、何ら問題はないと思います。皆さんのご審議をよろしくをお願いします。以上です。

議長 次に、No.7 について説明をお願いします。

事務局 それでは、No.7 についてご説明申し上げます。26・27 ページをお開きください。申請地は〇〇公民館付近にある農地で、譲受人は現在借家住まいであり子どもが成長し手狭になったため、父親より申請地を譲り受け、一般住宅を建築しようとするものです。ここは第2種農地に該当します。第2種農地の中の区分からいきますと施行令第8条第2号等に基づいて市街地近接農地になります。なお26 ページを見ていただきますと分かりますように、〇〇番と〇〇番の一部、393 m²のうち175 m²と表現してありますが、現在、法務局に分筆登記申請中ですので、こういう表現をさせていただいています。分筆終了後には新しい地番を出していただけるようになっていきます。調査員を【正】を蓑手委員、【副】を外菌委員をお願いしてあります。ご審議方、よろしくをお願いします。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

蓑手委員 8番蓑手です。No.7 について調査報告します。21日、土曜日、午前8時から現地で申請代理人の行政書士立ち会いのもと、外菌委員と私とで調査を実施しました。位置図については資料26・27 ページを参照ください。申請地については、ただ今、説明がありましたように第2種農地で、転用の目的は、申請地を父から譲り受け、一般住宅を建築することです。資金調達は〇〇の融資で賄い、許可次第着工することです。周囲の状況について説明します。周囲は父名義の田で、ここ数年稲作等の耕作がなされていない不耕作の土地状況にあり、問題ないと思います。用排水については上水道を利用し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を設置、雨水排水はため枡を設けて南側の水路へ放流する計画です。被害防除対策として、東側、西側、南側にブロックよう壁を設置、緑地・緩衝地を設ける等の内容の被害防除計画書ならびに誓約書が添付されています。周囲は、北側が河川、東側・西側は田、南側は田と水路付きの道路です。私たちの調査では何ら問題ないと判断しますが、皆さんのご審議方、よろしくをお願いします。

議長 それでは、最後、No.8 について説明をお願いします。

事務局 それでは、No.8 についてご説明申し上げます。28・29 ページをお開きください。申請地は、28 ページを見ていただくと分かりますように、隣地に公民館とありますが、〇〇の公民館です。ここに隣接する農地です。申請地は日当たりがよく、太陽光発電施設を設置するためには最適な環境であると、周辺には事業目的を可能とする農地がないため転用申請をし、太陽光パネルを設置しようとするものです。農地区分としては、第2種農地の中のその他の農地になります。なお、太

陽光パネルの、経済産業省に出す際には、申請人が別な方で、今回の申請人とは変わっているということで、事業譲渡証明書を提出されています。調査員は【正】を松田委員、【副】を木場委員にお願いしてあります。ご審議方、よろしくお願いします。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

松田委員 6番松田です。No.8について報告します。3月23日、月曜日、午前9時より、申請人代理人の行政書士、木場委員、私の3名で調査しました。申請地の場所は28・29ページを参照してください。譲受人が申請地を購入して、太陽光発電施設を設置したいとの申請です。申請地は第2種農地で、現在耕作されていません。隣接した周囲に農地はなく、付近の状況は東側道路、西側公民館・道路、南側水路・宅地・山林、北側道路で、周囲に農地はなく、境界の四方にフェンスを設置し、1mの緩衝地を設けるとのことです。被害防除計画書・誓約書、融資証明書も添付されており、何も問題はないと思います。皆さんのご審議をよろしくお願いします。

議長 No.1からNo.8について、事務局の説明及び現地調査の報告がありました。ただ今から質疑に入ります。何か、ご質疑ございませんか。

暫時休憩

議事再開

議長 他に何か、皆さんからご質疑ございませんか。件数が多いですけれども、ございませんか。

樋ノ口委員 すみません、いいですか。No.7の申請地の隣は田になっているようですが、耕作はどうなっていますか。

議長 蓑手委員、どうでしたか。

蓑手委員 8番蓑手です。現状は、所有者の方が病気をされて、ここ数年、何年まで耕作されていたかは聞いていませんが、草刈などをして保全管理をされていると、耕作はされていない状況だと、まわり全部ですね。

事務局 補足します。まわりはすべて今回、譲渡人である父親名義の土地です。

蓑手委員 一部を譲り受けて住宅を建築したいと、今の状況としては管理をされているとのことでした。

議長 ブロック積みはどのくらい、高さはどのくらい積むのですか。

菘手委員 申請では1mないくらい、10cm、ほぼ現状のままで利用することです。低地です。

議長 よろしいでしょうか。

菘手委員 ちょうど、道路側に山をからっているものですから、河川の方に、できるだけ作りたいと、日陰になるものですから。

議長 よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なしということですので、これらの案件については申請のとおり許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしとのことですので、これらの許可申請8件については、申請のとおり許可する旨の意見を付して、県に進達することといたします。なお先程から言っておりますように、4月から権限移譲を受けて、4条・5条の許可については農業委員会で行うこととなります。今回、総会で決定をいただきましたが、その審査は県の方で行うのですが、期間が、本日は3月27日、あと3日しかありませんので、許可指令書の発行については本市の農業委員会で行うこととなります。そういったことで、そこも含めてご了解をいただきたいと思っております。一応、県に進達しますけれども、県から意見書が返されてきて、それを基に、農業委員長名で許可指令書を発行するという流れになります。そこも含めてご了解いただきたいと思っております。次に日程第5、議案第16号、農地の形質変更届出についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 30ページをお願いします。日程第5、議案第16号、農地の形質変更届出についてご説明申し上げます。申請地について、盛り土後、育苗床として活用したいという届出であります。なお、総会の承認を得る前に田に土を入れてしまい、始末書を添付して頂いております。調査は【正】を外菌委員、【副】を菘手委員にお願いしてあります。よ

ろしくお願いします。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

外菌委員 2番外菌です。No.1について報告します。3月20日、午前9時半から、申請人の息子さんの立ち会いのもと、叢手委員と2人で調査を行いました。場所は資料30・31ページを参照ください。申請地は南側と西側に水路があり、大雨のときに水路が交わる地点で、排水が悪く、田に逆流し、地面から50cm程浸水し、被害を及ぼすおそれがあると、とても苦労しているとのことでした。申請地の西側の水路を直接大きな排水溝に落とし1mくらい盛り土をもらって、それより少し上げて、今後は畑として自家用野菜の植え付けや収穫の場所として利用したいとのことでした。収穫時期に何回も被害を受けたとのことでした。平面図、断面図、営農計画書、被害防除計画書、被害防除誓約書、始末書など添付されており、何ら問題はないと思います。ご審議の程、よろしくお願いします。

議長 事務局の説明及び現地調査の報告がありました。ただ今から質疑に入ります。この申請について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なしということですので、この案件については、申請のとおり受理したいと思います。次に、日程第6、議案第17号、農用地利用集積計画(案)についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 32ページをお願いします。日程第6、議案第17号、3月分の農用地利用集積計画書案は、6件11筆11,469㎡で、新規が3件、継続が3件です。よろしくお願いします。

議長 ただ今、事務局から農用地利用集積計画(案)についての説明がありました。6件の集積計画です。皆さん方からご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なしということですので、農用地利用集積計画(案)については、原案のとおり決定いたしました。次に、日程第7、議案第18号、農地法に基づく下限面積(別段面積)の設定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 資料は33ページをお願いします。日程第7、議案第18号、農地法

に基づく下限面積（別段面積）の設定についてご説明申し上げます。農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積の別段面積を、毎年見直すことが義務付けられたことに伴い、下限面積の別段面積を下記のとおり設定することについて総会の議決を求めるものです。耕作を目的として農地の権利を取得する場合には、農地法第3条の許可が必要です。許可の要件の一つとして下限面積の要件があります。農地の取得後の経営面積が原則として都道府県は50アール、北海道は2ヘクタール以上が必要です。下限面積の基準については平成21年の農地法の改正により、地域の実情に応じて各農業委員会の判断で別段面積を定めることが可能となっているところです。そのため、今回の議題に上げてあるところです。下にありますが、設定面積・区域を農用地区域内農地は20アール、農用地区域外農地は1アール、空き家バンクに登録された家屋に付随する農地は10㎡、今回、農用地区域内農地を30アールから20アールに下げるとするものです。設定の期間については、令和2年4月1日から令和3年3月31日で、期間について1年設定するものです。提案理由については、下限面積の別段面積の設定は、遊休農地・耕作放棄地および相続未登記の解消、いちき串木野市空き家等対策計画に基づく定住促進を目的としています。農用地区域内農地については、これまで下限面積を30アールと設定していましたが、保有面積不足で農地取得ができなかったケースもあり、また他市の農業委員会の状況などから今回、下限面積を20アールに変更したいとの提案です。資料の35ページをお開きください。鹿児島県下の下限面積の設定状況です。20アールと設定している市町村もあります。お目通しください。近隣の状況となります。34ページをお開きください。ページ中段に農地法施行規則とあります。ここで別段面積を設定、面積を引き下げるときの基準があります。（事務局読み上げ）

局長

補足します。農地法施行規則第17条第1項第3号で100分の40、40%を下まわらないように設定してくださいという規定ですが、同規則同条第2項に該当していれば、100分の40の規定にかかわらず見直すことができるとなっています。（事務局読み上げ）以上です。

議長

よろしいですか。農地については基本的に細分化しないで、できるだけ担い手に集約して規模を大きくして活用することによって生産コストの軽減など、そういったことが前提にあるわけです。小さく分けていったときに、規模の小さい耕作者がたくさんできてしまって、農地の集約とか流動化に支障がでてくる場合を、懸念しての規定です。ですから本市においては、30アールを20アールに下げたからといって、そこら辺りの、特に農地の集積に問題が出てきそうな場面は想定されないのではないかなと、逆に去年の場合、農用地区域内農地で農地の貸し借りを進めようとしたときに、借りる人が30アールに満た

なくて借りられなかった事案があったりしたものですから、農用地区域内農地であっても、20 アール程度の面積であれば、細分化される状況には本市の場合はないのではないかと、周辺の各市も 20 アールで設定されていますし、そういった状況から見て、本市も耕作放棄地を増やさないということを考えれば、小さく面積を下げ、どんどん貸し借りがスムーズに円滑に進むような方向で、整理をした方がいいのではないかと、そういった意味で今回、農用地区域内農地の下限面積を、30 アールから 20 アールに下げたらどうだろうかという提案です。ですから、特に今後の農用地の利用について支障はないのではないかと思います。そういった提案ですので、皆さんのご審議をお願いします。何か、ご質問、ご質疑ございませんか。

議長

34 ページの下に農家数の表がありますが、5 年前の農林業センサスの結果です。2020 年のセンサスの調査もされています。秋ごろには結果が出ると思うのですが、ここら辺りの%が変わってくると思います。おそらく、いちき串木野市でも規模拡大が進んでいきますので、40%を下回らないという基準には合致しないことになると思いますので、施行規則第 17 条第 2 項の規定を使って今回見直しをしていくこととなります。期間が 1 年間ですので 1 年間実施してみて、農地の総合的な利用について支障がでてきている場合については、確認できればまた 30 アールに引き上げると、そういった対応にも将来的にはなると思いますので、当面 20 アールでやってみて、特に支障がなければ将来ともこれでいこうかなというような、あるいは逆にもう少し下げて、10 アールということも、将来的にはできるかもしれないですけども、当面は 20 アールでいこうじゃないかということで提案しておりますので、よろしくご審議方、お願いします。何か、皆さんの方から、ご質疑ございませんか。特にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

なしということですので、農地法に基づく下限面積(別段面積)の設定については、原案のとおり決定しました。次に、日程第 8、議案第 19 号、農用地利用集積計画(一括方式)(案)についてを議題とします。中間管理事業に係るものです。なお、今回の農用地利用集積計画(一括方式)(案)の中には設定を受ける者として、該当する農業委員がおられますので、農業委員会等に関する法律第 31 条及びいちき串木野市農業委員会会議規則第 11 条の規定により、委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっていますので、関連する委員にはご退席をお願いします。

(松田委員 退席)

議長 それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 25 ページをお願いします。日程第 8、議案第 19 号、3 月分の農用地
利用集積計画案（一括方式）は、3 件 4 筆 3,213 m²で、新規が 3 件で
す。よろしくをお願いします。

議長 ただ今、事務局から農用地利用集積計画（一括方式）（案）につい
ての説明がありました。先月から一括方式が出ておりますので、中間
管理機構に係る部分で、最終的な利用権設定を受ける人も含めて、集
積計画が提案されているということです。何かご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 なしということですので、農用地利用集積計画（一括方式）（案）
については、原案のとおり決定いたしました。退席された委員は自席
へお戻りください。

（松田委員 着席）

議長 以上で今月の総会は終了します。

議事録署名委員

• _____

• _____